

「国立大学法人群馬大学医学部附属病院治験に係わる標準業務手順書 CIRUGUS Version(第2版→第3版)」

変更対比表 平成28年10月26日

新	旧	備考
<p>IV-2 治験審査前ヒアリング実施の手順 -略-</p> <p>3 治験依頼者は、健康被害に対する補償の方針、前相までに発生した有害事象に対する補償の概略、モニタリング実施の予定回数と予定時期、研究経費算定調書、被験者の負担軽減に関する方策の有無、治験責任医師の学問的評価になるような論文発表の予定の有無、<u>「前橋・高崎・渋川・深谷コア5治験・臨床研究病院」</u>における<u>治験依頼の検討</u>等について回答を用意し治験審査前ヒアリングに臨む。</p>	<p>IV-2 治験審査前ヒアリング実施の手順 -略-</p> <p>3 治験依頼者は、健康被害に対する補償の方針、前相までに発生した有害事象に対する補償の概略、モニタリング実施の予定回数と予定時期、研究経費算定調書、被験者の負担軽減に関する方策の有無、治験責任医師の学問的評価になるような論文発表の予定の有無等について回答を用意し治験審査前ヒアリングに臨む。</p>	<p>治験ネットワークへの依頼に関する事項を追記</p>